

令和7年7月1日から 公共建築物定期点検(※1)の点検内容が 見直されます。

国土交通省の告示が改正され、令和7年7月1日から、定期報告・定期点検制度の調査・検査内容が見直されます。国の制度見直しの詳細は、下記国土交通省ホームページでご確認ください。

▶▶▶ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

神戸市における変更点

- ▶ 神戸市では、国の制度見直しに伴って、定期報告・定期点検制度に係る市の細則(※2)を改正して施行されます。(令和7年7月1日施行)
- ▶ 常時閉鎖式防火扉について、神戸市では引き続き建築物の定期点検における調査項目となります。
- ▶ 国の告示改正により、建築物から建築設備へ移動した調査・検査項目についても、引き続き建築物の定期点検での調査・検査項目となります。

(※1) 建築基準法第12条第2項又は第4項に基づく定期点検

(※2) 市細則：神戸市建築基準法施行細則

Q & A (調査者・検査者向け)

?

いつから調査・検査項目が変更になりますか？

- ▶ 調査・検査年月日が、令和7年7月1日以降となる場合は、見直し後の内容で調査・検査をしてください。
- ▶ 改正後の新しい様式(調査結果表)(※)については、本市ホームページに掲載しています。

?

今回の見直しで、新たに調査が必要となる設備はありますか？

- ▶ 国の告示改定(令和6年国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号二)に規定するスプリンクラー設備※が追加になります。※延床面積4,500㎡以上の大規模木造建築物に設置されたスプリンクラー設備
- ▶ その他の追加設備はありません。見直しの主な目的は、調査項目の重複や解消・合理化です。

?

常時閉鎖式防火扉について、「防火設備」定期点検で調査しても良いですか？

- ▶ 本市においては、「常時閉鎖式防火扉」は「防火設備検査」の対象外としているため、「建築物」の定期点検で調査してください。

【問い合わせ先】

- 仕様書・様式について
- 契約内容について

神戸市建築住宅局保全課 TEL:595-6606又は6607
発注元(施設所管課等)